

共創技術ラボ琉大管理・運営内規

令和7年11月19日

工学部長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、琉球大学共創技術ラボ琉大の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共創技術ラボ琉大は、大学・高専機能強化支援事業「島嶼スマート社会を共創する琉球大学高度IT人材育成プロジェクト」を着実に推進することを目的として設置し、情報分野における教育活動、産学共創活動、地域連携活動、大学院進学推進活動等に活用する。

(管理運営)

第3条 共創技術ラボ琉大の管理運営責任者は、高度専門人材育成推進室長（以下、「推進室長」という。）とする。

(利用者・利用範囲)

第4条 共創技術ラボ琉大は、企業、自治体及び研究機関等の学外者、教職員、学生を主たる利用者とする。なお、利用目的が第2条に掲げる共創技術ラボ琉大の目的を逸脱しないものに限る。

(利用時間)

第5条 利用時間は、原則平日の8時30分から18時00分までとする。ただし、推進室長が特に必要と認める場合には、利用時間を変更することができる。

(利用基準)

第6条 共創技術ラボ琉大は、知能情報プログラム及びシステム情報工学プログラムに係る授業等を行う場合又はその運営に関する会議等を行う場合に、利用予約を行うことができる。

2 前項による利用予約がない時間帯においては、次の各号に掲げる活動等を行う場合に、利用予約を

行うことができる。

- (1) 情報分野における学部の授業等
- (2) 情報分野における地域・企業との連携による教育・研究活動、イベント等
- (3) 情報分野における初等中等教育機関または高等教育機関との連携によるイベント等
- (4) 情報分野における学会活動等
- (5) 情報分野における大学院進学の推進・支援に関するイベント等
- (6) その他、推進室長が特に必要と認めた活動等

3 前2項による利用予約がない時間帯については、前条に定める利用時間内に限り、企業、自治体及び研究機関等の学外者、教職員、学生が情報分野を基盤として自由に交流できる共創オープンスペースとして開放する。ただし、夏季、冬季、春季の各休業期間及び入試実施日は開放しない。

(共創技術ラボ琉大の利用予約)

第7条 共創技術ラボ琉大の利用予約を行う者は、所定の手続きにより事前に申請を行わなければならない。

(禁止事項)

第8条 第6条3項により共創技術ラボ琉大を利用する場合は、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) サークル活動における利用
- (2) 遊びや娯楽を目的とした利用
- (3) 飲食又は睡眠を主目的にした利用
- (4) その他、推進室長が不適切と判断した利用

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、共創技術ラボ琉大に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この内規は、令和7年11月19日から施行し、令和7年10月1日から適用する。